

旧制度・現行制度の適用について

現行制度施行(平成26年4月1日)前から引き続き高校等に在学している者(※)は、旧制度(入学時の制度)を適用

※「転学」や「それに類する退学・編入学」(例:3月31日退学、4月1日編入学)については「引き続き高校等に在学する者」に含まれるが、退学後に高校等の1学年4月から再入学する場合には「引き続き」在学するものに原則含まれない。「転学」に類する退学・編入学に当たるかどうかについては、実施主体の都道府県で最終的に判断可能。

	在籍の状況	この時点の制度の適用	過去の在学期間の扱い
①	公立	旧制度	(不徴収制度)
②	私立	旧制度	私立の在学期間のみ算入
③	公立 → 公立 転学等	旧制度	(不徴収制度)
④	私立 → 私立 転学等	旧制度	私立の在学期間のみ算入
⑤	公立 → 私立 転学等	旧制度	私立の在学期間のみ算入
⑥	私立 → 公立 転学等	旧制度	(不徴収制度)
⑦	公立 → 公立 転学等	旧制度	(不徴収制度)
⑧	私立 → 私立 転学等	旧制度	私立の在学期間のみ算入
⑨	公立 → 私立 転学等	旧制度	私立の在学期間のみ算入
⑩	私立 → 公立 転学等	旧制度	(不徴収制度)
⑪	公立 → 退学 → 公立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑫	私立 → 退学 → 私立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑬	公立 → 退学 → 私立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑭	私立 → 退学 → 公立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑮	公立 → 退学 → 公立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑯	私立 → 退学 → 私立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑰	公立 → 退学 → 私立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入
⑱	私立 → 退学 → 公立 再入学、編入学	現行制度	公私立問わず在学期間を算入

*「公立」とは、公立の高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部を指す

「私立」とは、国私立の高等学校・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部、国公立の高等専門学校(1～3学年)・専修学校・各種学校を指す

*過去の在学期間を算入する場合、22年度に無償化制度が導入される以前・以後の区別はしない。なお休学した期間は算入しない。